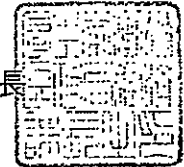




医政経発第1212004号
健感発第1212002号
薬食安発第1212004号
平成20年12月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成20年11月14日付け健感発第1114001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、本格的に対策に取り組んでいるところです。

インフルエンザ患者に対して適切な検査・治療を行うためには、インフルエンザウイルス抗原検出キット及び抗インフルエンザウイルス薬についても、その安定的な供給等を図ることが必要ですので、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いするとともに、現時点における供給見込み状況を別添により情報提供いたしますので、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策の参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者等に対し、周知徹底してください。

2. 各都道府県においては、平成15年10月1日付け厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知「インフルエンザワクチンの供給について（依頼）」（医政経発第1001001号、健感発第1001001号、薬食血発第1001008号）により、インフルエンザ対策について迅速かつ適切に対応するため、都道府県医師会関係者、卸売販売業者、学識経験者、保健所職員等からなるインフルエンザ対策委員会等を設置するよう貴職宛て依頼しておりますが、さらに当該委員会等に薬局関係者等の関係者を参画させるなど、当該委員会等の充実を図りながら、今期における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制等を取り決めておいてください。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合の融通方法
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬が処方可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

3. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を検討するよう要請し、過去の流行状況を踏まえた必要供給量の確保及び出荷体制の整備（流行前の初回品揃え出荷と流行出荷の二本立て）等の措置を講じている旨の報告を得ております。

つきましては、各都道府県においても、当該企業のこうした取組を御了解の上、医療機関等、卸売販売業者等と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な供給確保への協力を要請してください。

- (1) 注文量について

抗インフルエンザウイルス薬については、過去の流行規模を踏まえた十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際

には、通常のインフルエンザ治療用としての前年使用実績や現在の流行状況等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、この様な取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬の偏在が起らないよう配慮すること。

また、抗インフルエンザウイルス薬の安定的な供給の確保の観点から、今シーズン中は備蓄を目的とする注文には原則として応じないようにすること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう配慮すること。

(2) 分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(3) 納入時期等の情報提供について

製造販売業者及び卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期及び数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、臨床症状及びインフルエンザ抗原検出キット（迅速タイプ）等による検査等により診断し、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

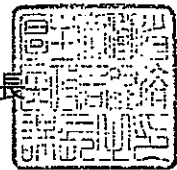
5. 抗インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。



医政経発第1212005号
健感発第1212003号
薬食安発第1212005号
平成20年12月12日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長 殿

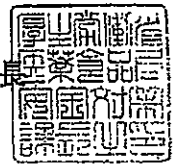
厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について

インフルエンザ対策については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成20年11月14日付け健感発第1114001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、本格的に対策に取り組んでいるところであります。

貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に協力いただきたく、貴団体傘下の医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部(局)長には、別添(写)のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今年度は、過去のインフルエンザの流行状況を踏まえて必要な抗インフルエンザウイルス薬の供給量の確保、出荷体制の整備（流行前の初回品揃え出荷と流行出荷の二本立て）等の措置を講ずる旨の報告を供給企業より得ているところである。これを踏まえて、医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）において注文をする際には、通常の抗インフルエンザ治療用としての前年使用実績や現在の流行状況等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。
2. 抗インフルエンザウイルス薬の安定的な供給の確保の観点から、今シーズン中は備蓄を目的とする注文は原則として行わないこと。（注）
なお、前年に実績のない医療機関等からの新規の抗インフルエンザウイルス薬の注文については、状況により、納入量の調整が行われる場合があること。
3. 医療機関等へ一度に大量にインフルエンザウイルス薬が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
4. 抗インフルエンザウイルス薬の不足が発生した際、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。
5. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、臨床症状及びインフルエンザ抗原検出キット（迅速タイプ）等による検査等により診断し、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。
6. 抗インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。
7. 都道府県では、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会等を設置し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

(注)

今年度のインフルエンザシーズン終了後における備蓄を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の発注について

シーズン終了後における、備蓄を目的とする抗インフルエンザ薬の購入については、次年度の供給計画に支障を来すことのないようにするため卸売販売業者（又は製造販売業者）と数量、納入時期等を調整した上で発注することが望ましいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

1. 今年度は、過去のインフルエンザの流行状況を踏まえて必要な抗インフルエンザウイルス薬の供給量の確保、出荷体制の整備（初回品揃え出荷と

流行出荷の二本立て)等の措置を講ずる旨の報告を供給企業より受けているところである。したがって、医療機関、薬局(以下「医療機関等」という。)から注文を受ける際には、その注文量が、昨年の抗インフルエンザウイルス薬の使用実績や現在の流行状況等を踏まえたものとなるよう確認していただきたいこと。

2. 追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬の偏在が起これないように配慮すること。

また、抗インフルエンザウイルス薬の安定的な供給の確保の観点から、今シーズン中は備蓄を目的とする注文には原則として応じないようにすること。(注)なお、前年に供給実績のない医療機関等からの新規注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬の在庫量に与える影響が大きいことから、医療機関等において診療に支障を来す場合を除いて、抗インフルエンザウイルス薬を分割して納入すること。
4. 一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期及び数量等の予定についてより正確な情報提供を行うことに努めること。
5. 都道府県では、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課(感染症対策、薬務、医務等)が中心となり、インフルエンザ対策委員会等を設置し、安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

(注)

今年度のインフルエンザシーズン終了後における備蓄を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の発注について

シーズン終了後における、医療機関による備蓄を目的とする抗インフルエンザ薬の購入については、次年度の供給計画に支障を来すことのないように製造販売業者と数量、納入時期等を調整した上で発注することが望ましいと考えておりますので、このような発注が医療機関からあった場合には、製造販売業者と調整のうえ対応いただきますようお願いいたします。